

平成 21 年 8 月 21 日

各 位

会社名 株 式 会 社 コ ロ ワ イ ド
代表者名 代 表 取 締 役 蔵 人 金 男
(コード番号 7616 東証第 1 部)
電 話 0 4 5 - 2 7 4 - 5 9 7 0

臨時株主総会開催日及び付議事項（定款一部変更等）の決定について

当社は、本日開催の取締役会において、平成 21 年 7 月 28 日公表の『臨時株主総会招集に関するお知らせ』に記載いたしました臨時株主総会の開催日及び付議事項（定款一部変更等）について、下記のとおり決定しましたのでお知らせいたします。なお、第 3 号議案を株主総会付議事項として追加しております。

記

1. 臨時株主総会開催日及び開催場所

- (1) 日 時： 平成 21 年 9 月 24 日(木) 午前 11 時
- (2) 場 所： 横浜市西区みなとみらい一丁目 1 番 1 号
パシフィコ横浜 会議センター 3 階 301～304 号室

2. 付議事項

(1) 第 1 号議案 定款一部変更の件

子会社を通じて事業を展開していることを明確にするため、当社子会社の主要な事業目的を持株会社である当社の事業目的として追加するとともに、一部の事業（各種機器の製造販売等）を目的として追加するものであります。

また、公告閲覧の利便性の向上及び公告費用の削減を目的として、現行の公告方法を電子公告に変更するものであります。

尚、定款変更の効力発生日は平成 21 年 9 月 24 日といたします。

定款変更の詳細については、添付別紙をご覧ください。

(2) 第 2 号議案 取締役 1 名選任の件

経営体制の充実・強化を目的として、取締役 1 名の追加選任を行うものであります。

(3) 第 3 号議案 剰余金の資本組入れの件

資本金の額を当社の事業規模に見合った金額とし、当社の事業拡大・財務体質の強化を目的として、その他資本剰余金の一部を資本金に組み入れ、資本金を約 102 億円とするものであります。尚、効力発生日は平成 21 年 9 月 25 日といたします。

以上

(下線部分は変更箇所)

現行定款	定款変更案
第1条 (省 略)	第1条 (現行のとおり)
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 飲食店の経営 (2) 麺、点心等の製造及び販売 (3) 各種食料品の仕入販売及び加工販売 (4) 煙草、酒類及び日用雑貨の販売 (新設) (新設) (5) カラオケルームの経営 (6) 民芸品の販売 (7) <u>国内外の会社の株式又は持分を取得、所有することによる当該会社の事業活動の支配、管理</u> (8) フランチャイズ形態による飲食店の経営指導 (9) 厨房用機械器具・料理用器具の販売 (10) 動産の賃貸 (11) 不動産の賃貸及び管理業 (新設) (新設) (新設) (新設)	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 飲食店の経営 (2) 麺、点心等の製造及び販売 (3) 各種食料品の<u>製造、輸入、仕入販売</u>及び加工販売 (4) 煙草、酒類、<u>清涼飲料水</u>及び日用雑貨の販売 (5) <u>農畜水産物の加工及び販売</u> (6) <u>水耕栽培による野菜及び果物の生産及び研究開発</u> (7) カラオケルームの経営 (8) 民芸品の販売 (第21号へ移動) (9) フランチャイズ形態による飲食店の経営指導 (10) 厨房用機械器具・料理用器具、<u>家具、室内装飾品、陶磁器及び食器の輸入</u>及び販売 (11) 動産の賃貸 (12) 不動産の<u>売買、賃貸及び管理並びにこれらの仲介業</u> (13) <u>倉庫業</u> (14) <u>梱包用材料、包装用品の製造及び販売</u> (15) <u>低温熱分解処理装置の開発、設計、製造、販売及び保守</u> (16) <u>野菜、果物に関する水耕栽培プラントの技術開発、製造、建設、販売及び保守</u>

現行定款	定款変更案
(新設) (新設) (新設) (新設) (第7号から移動) (12) 損害保険代理業及び生命保険募集に関する業務 (13) 前各号に附帯する一切の事業	(17) <u>通信機器、映像装置、測定器、電子機器、音響ソフトウェアの設計、開発、製作、設置及び取付工事並びに附帯機器の貸与、販売及び保守</u> (18) <u>環境改善機器の開発、設計、製造、販売及び保守</u> (19) <u>土木、建築、廃棄物処理及び附帯設備等の設計、施工及び維持管理</u> (20) <u>上記の各事業に関する経営ノウハウ、技術ノウハウの提供及び指導</u> (21) <u>国内外の会社の株式又は持分を取得、所有することによる当該会社の事業活動の支配、管理</u> (22) 損害保険代理業及び生命保険募集に関する業務 (23) 前各号に附帯する一切の事業
第3条 (省 略)	第3条 (現行のとおり)
(公告方法) 第4条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。	(公告方法) 第4条 当会社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</u>
第5条 〃 (省 略) 第45条	第5条 〃 (現行のとおり) 第45条